明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○作物統計調査規則の一部を改正する省令（農林水産二）　一
〔告　示〕
○国宝を管理すべき団体として長浜市を指定する件（文化庁二）　二
○作物統計調査規則第三条第一項の農林水産大臣が定める植物等を定める等の件の一部を改正する件（農林水産九六）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等、税理士登録者、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、特定計量器型式承認関係　七
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省令

○農林水産省令第二号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、作物統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月十五日

農林水産大臣　吉川　貴盛

作物統計調査規則の一部を改正する省令

作物統計調査規則（昭和四十六年農林省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正前	改正後
（定義）	（定義）
第三条　（略）	**第三条**　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　この省令において「共済基準減収量」とは、農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第九十八条第一項第一号、第四号又は第六号に掲げる作物の収穫量が、当該各号に掲げる共済事故により、当該作物に係る農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第九十六条第二項若しくは第百四十八条第二項の耕地別基準収穫量又は同令第百三十一条第三号の樹園地別基準収穫量を下回る場合において、当該耕地別基準収穫量又は樹園地別基準収穫量から当該収穫量を差し引いて得た量をいう。	（削る）
6　（略）	5　（略）
（調査の種類及び区分）	（調査の種類及び区分）
第四条　調査は、面積調査、作況調査及び被害調査の三種類とする。	**第四条**　調査は、面積調査、作況調査及び被害応急調査の三種類とする。
2・3　（略）	2・3　（略）
4　被害調査は、被害応急調査及び共済減収調査に区分する。	（削る）
（調査の範囲）	（調査の範囲）
第六条　（略）	**第六条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　被害調査は、被害応急調査にあつては作物について重大な被害が発生したと認められる地域、共済減収調査にあつては農業保	3　被害応急調査は、作物について重大な被害が発生したと認められる地域について行う。